

合併市に関する調査

記入月日：平成17年7月11日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・妙高市（みょうこうし）
合併期日	平成17年4月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県妙高市栄町5番1号（旧新井市）
人口（合併直前の国調）	39,699人
面積	445.52km ²
議員定数	29人（条例定数20人＋特例定数9人）
関係市町村名	新井市、妙高高原町、妙高村

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	新井市	27,882	176.13	20	23.8
	妙高高原町	6,685	128.57	16	25.8
	妙高村	5,132	140.82	14	27.7
合計	-	39,699	445.52	50	-

人口及び高齢化比率は、平成12年度国勢調査による

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成16年度一般会計予算（当初）

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	新井市	16,245,000	4,130,531	2,955,000	特豪・山振	0.563
	妙高高原町	3,474,000	1,073,373	770,000	特豪・山振	0.624
	妙高村	3,673,000	596,691	1,190,000	特豪・過疎・辺地	0.346
合計	-	23,392,000	5,800,595	4,915,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年10月1日	解散年月日：平成17年3月31日
内容	3市町村長、議会選出議員、住民及び関係団体の代表者など32名の委員で構成する協議会を9回開催し、合併の基本項目を決定したほか、新市建設計画の策定や事務事業の調整方針を協議決定した。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：10年間（平成17年度～平成26年度）	
基本計画の主要項目	地域の概要、新しいまちの将来構想、新しいまちの基盤整備、新市における県事業の推進、公共施設の総合的な整備、財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	新井市庁舎を本庁舎に、妙高高原町及び妙高村の庁舎を支所に活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合：29名（条例定数20人＋特例定数9人）
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合：-年-ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：28万3,000円（議長36万3,000円 副議長29万6,000円）	
地域審議会の設置について	有	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設置：妙高高原地域、妙高地域 ・設置期間：平成27年3月31日 ・委員数：15人以内 ・任期：2年 	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	133.8億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）
	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併の方式：編入合併 2 合併の期日：平成17年4月1日 3 新市の名称：妙高市 4 新市の事務所の位置：事務所の位置は新井市。妙高高原町、妙高村に支所を置く 5 財産及び債務の取扱い：すべて引き継ぐ 6 議会議員の定数及び任期の取扱い：定数特例、合併後最初の選挙は法定定数以内とし、選挙区を設ける 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い：在任特例 8 地域審議会に関すること：妙高高原地域、妙高地域に設置 9 各種事務事業の取扱い
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

・合併協定書において新市において策定するとした項目
（各種計画の策定、公共料金の統一など）